

近接地・2000㎡以上(清新町・臨海町を除く)に該当される場合

埋蔵文化財の保護と手続きについて

埋蔵文化財包蔵地は、地域の歴史や環境を知る上で、かけがえのない文化遺産です。また建築物や美術品などの文化財と同じように国民共有の財産であり、保護・保存が求められています。江戸川区には、現在 13 ヶ所の埋蔵文化財包蔵地が確認されています。

1 埋蔵文化財包蔵地の確認

住宅建設・土木工事・盛土などあらゆる開発行為を行なうとき、以下の①、②に該当するかどうか事前に確認する必要があります。工事等の計画を立てる際には、できるだけ早い時期に事前にご相談ください。問い合わせは、文化財係窓口以外に電話・FAXでも回答いたします。

- ① 周知の埋蔵文化財包蔵地に近接（50m以内）している土地
- ② 清新町・臨海町を除く地域で、開発対象敷地面積が 2000 ㎡以上の土地

※ 清新町・臨海町内は、面積に関わらず、発掘届をご提出していただく必要はありません。

<問い合わせ>

江戸川区教育委員会事務局教育推進課文化財係

〒132-0031 江戸川区松島 1-38-1 グリーンパレス 3階

TEL 03-5662-7176 FAX 03-3653-5251

*窓口・電話でのお問合せは、平日 9:00~12:00、13:00~16:30 の間にお願いいたします。

*専門調査員が調査等で不在の場合がありますので、詳細を知りたい方やご相談のある方は事前にご連絡ください。

2 埋蔵文化財発掘届の提出

届出地が近接地に該当する場合、あるいは清新町・臨海町を除いた地域で 2000 ㎡以上の大規模開発地に該当する場合には、江戸川区埋蔵文化財取扱要綱第 3 条第 1 項 (2)、(3) に基づき、原則として建築工事等に着手する 60 日前までに埋蔵文化財発掘届を江戸川区教育委員会へ提出をお願いしています。

埋蔵文化財発掘届（別記含む）・添付書類（現地案内図・敷地配置図・建物等平面図・建物等断面図・基礎平面図・基礎断面図・地盤改良図等）を 1 部、承諾書（江戸川区教育委員会宛て）1 部を提出していただきます。

A3 サイズの図面は、半分に折り込み、A4 サイズに合わせた状態でご提出ください。A3 サイズから A4 サイズに縮小(70%)した図面のご提出は、ご遠慮ください。

届出の書類は文化財係窓口にも用意してあります。また届出の提出も文化財係窓口にご越しください。

3 江戸川区教育委員会の通知・回答

提出された届出は、江戸川区教育委員会で内容等を審査させていただきます。審査には3週間程度、要します。審査後、江戸川区教育委員会から、埋蔵文化財の保護上必要な指示（通知）が直接届出者に届きます。保護上の措置としてはおおむね次のとおりです。

- (1) 現状保存もしくは開発計画の一部変更
- (2) 事前の発掘調査 (①試掘調査 ②立会調査 ③慎重工事 ④本調査)

4 事前の発掘調査の実施

江戸川区教育委員会の指示にもとづき、届出者（事業者）と文化財係との間で方法や日程を協議します。その後、調査等を実施します。届出者（事業者）は事前に工事日時をお知らせください。

事前の発掘調査の場合は次のとおりに実施されます。

① 試掘調査

当該地の埋蔵文化財包蔵地の状態や規模を判断するために行ないます。工事着工前の更地になっている状態で、対象面積に応じて試掘坑を掘削します。

② 立会調査

区専門職員が掘削工事に立会い、遺跡の保存状況等を確認します。この立会調査において埋蔵文化財が破壊される危険性が高くなった場合等には本調査を実施することもあります。

③ 慎重工事

慎重工事は埋蔵文化財がすでに消失している可能性が高い場合や埋蔵文化財が破壊されないように計画変更がなされた場合に適用されます。工事の際に埋蔵文化財に影響がないよう慎重に工事を進めていただきます。

④ 本調査

試掘の結果、埋蔵文化財の存在が確認された場合は、工事に先立って本調査を実施することになります。これは開発行為等によって完全に消滅してしまう埋蔵文化財を文化財の保護上の見地から正確な調査により記録保存するものです。

5 調査期間

発掘調査は、全行程のほとんどが人手によります。作業が精密であるため、適切な時期と十分な期間を要します。工事等の計画面積や埋蔵文化財の密度によって調査期間が異なります。

6 費用負担

試掘調査は基本的には公費負担で実施します。試掘後に本調査（発掘調査）が実施される場合で、個人専用住宅建築に伴うものについては公費負担により実施することができます。マンションや建売住宅等の建設等の営利目的の開発行為や公共事業に伴い、本調査を実施する場合には事業者（届出者）の責任において、事業者が調査費用を負担していただくことになります。

7 調査後の処置

通常、調査終了後は工事に着手できますが、調査記録の作成や出土品の整理作業を継続して行います。調査の成果は報告書として刊行され、文化財保護のために活用されます。

江戸川区が記入します

江戸川区教育委員会教育長 様

住所 〒 ○○○-○○○○○

江戸川区中央○-○○-○○○

氏名等 江戸川 太郎

印

埋蔵文化財発掘の届出について

下記の土地において土木工事等のための発掘を実施したいの
要綱（平成26年4月1日施行）〔第3条第1項（2）・（3）〕
について、関係書類を添付し、別記のとおり届出します。

家を建てる…施主の個人名を記入

事業として土木・建築工事を実施…事業主の会社を記入

記

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- 7 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

別 記

江戸川区埋蔵文化財取扱要綱第3条第1項(2)・(3)

(○で囲むこと)

1 所在地	江戸川区 松島 ○-○○-○○○ (住居表示)		
2 面積	80 m ²	松島 ○-○○-○○○ (地番)	
3 土地所有者	住所: 江戸川区中央○-○○-○○○ (住居表示、地番を併記してください。 氏名等: 江戸川 太郎		
4 土地の現状	宅地(○) 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他()		
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 集合住宅 (○) 個人住宅(○) 分譲住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他建物() 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・水道・電気等 農業基盤整備事業(農道等含む) その他農業関連事業 土砂採取 その他開発()		
6 工事主体者	住所: 江戸川区中央○-○○-○○○ (発掘届者と同じ) 氏名等: 江戸川 太郎		
7 施行責任者	住所: 江戸川区北小岩○-○○-○○○ 氏名等: 株式会社上小岩建設 代表取締役 葛西 太郎		
8 着手予定時期	年 4 月 1 日	9 終了予定時期	年 10 月 1 日
10 参考事項	予定の日程で構いません。		

指 導 事 項	発掘調査 立会調査 慎重工事 試掘・確認調査 その他()
---------	-------------------------------

[注意事項]

- ①太線内は届出者が記入。 ②指導事項欄は都教育委員会で記入
- ③遺跡の種類・現状・時代及び工事の目的欄は、該当事項を○で囲み、該当項目のない場合は()内に記入

別紙

記入日を記載して下さい

江戸川区教育委員会教育長 殿

土地所有者が複数いる場合は、
住所・氏名を併記してください。

住 所 〒 ○○○-○○○○
江戸川区中央○-○○-○○○

氏名等 江戸川 太郎 印

(土地所有者)

承 諾 書

私が所有する下記所在地における事業については、表記届出者（江戸川区長）が行う事業の実施及び江戸川区埋蔵文化財取扱要綱に基づく届出を承知しております。

なお、当該発掘調査等による出土品については、文化財保護法の趣旨に鑑み、貴職に処置を委ね、権利を放棄します。

また、調査の成果の公開について、江戸川区が作成する文化財に関する刊行物への掲載を承諾します。

記

江戸川区 松島 ○ 丁目 ○○ 番 ○○ 号 所在